

足寄町マスコットキャラクター「アユミちゃん・初代アユミちゃん」 着ぐるみ貸出要領

第1条 目的

この要領は、足寄町をPRするために作成した足寄町マスコットキャラクター「アユミちゃん」及びNPO法人あしよろ観光協会から借り受けている「初代アユミちゃん」の着ぐるみの貸出について、必要な事項を定める。

第2条 貸出物品

貸出を行う物品は、「アユミちゃん」及び「初代アユミちゃん」の着ぐるみとその装備品のセットとする。

(1)「アユミちゃん」

- ア. 頭・胴体部 1個
- イ.ズボン 1足
- ウ. ラワンぶき 1個
- エ. 手袋 2足（ピンク1、緑1）
- オ. 靴 1足
- カ. 収納袋 2枚（頭・胴体部用1、それ以外用1）

（注）ラワンぶきは頭・胴体部の中に入れて収納する。

(2)「初代アユミちゃん」

- ア. 頭・胴体部 1個（電池式ファン内蔵）
- イ.ズボン 1足
- ウ. ラワンぶき 1個
- エ. 手袋 2足（ピンク1、青1）
- オ. 靴 3足（夏用2、冬用1）
- カ. 鉢巻き 1本
- キ. ワッペン 4個（いちご1、チーズ1、牛1、赤ちゃん1）
- ク. 収納袋 4枚（頭・胴体部用1、靴用1、それ以外用2）

（注）ラワンぶきは頭・胴体部の中に入れて収納する。

第3条 貸出要件

貸出の要件は、下記に定める催物を開催する際に使用する場合に限るものとする。

(1) 町民等が主催する公益性のあるイベント等で下記のすべての項目を満たすもの。

- ①誰でも参加できる
- ②参加料が無料
- ③特定の個人・企業・政党・宗教団体等の利益のためではない

(2) 国、北海道、町又はこれらに準ずる機関・団体、教育機関が主催、共催、後援するイベント等

(3) 町が適当と認めるイベント等

第4条 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第5条 貸出申請

着ぐるみの貸出を希望する者は、事前（貸出希望日の1週間前まで）に足寄町マスコットキャラクター「アユミちゃん・初代アユミちゃん」着ぐるみ使用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

第6条 申請書の受付

使用期間が重複している申請書の受付は、先着順とする。

第7条 貸出の承認

町長は、第5条による申請があったときは、当該申請がこの要領に違反しないと認めるときは、貸出を承認するものとする。

第8条 着ぐるみの受領及び返却

着ぐるみの貸出を受けた者は（以下「使用者」という。）、町長が指定する時間及び場所にて着ぐるみを受領し、返却時には、足寄町マスコットキャラクター「アユミちゃん・初代アユミちゃん」着ぐるみ返却書（様式第2号）に必要事項記載の上、町長が指定する時間及び場所に返却しなければならない。

第9条 使用料

使用料は無料とする。

第10条 遵守事項

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (2) 別添「アユミちゃん・初代アユミちゃん」着ぐるみ取扱説明書を熟読し使用すること。
- (3) 着ぐるみ受領後は、袋から出し、風通しの良い日陰に置くこと。
- (4) 着ぐるみ使用時の天候、気温や体調を鑑み、水分補給等の暑さ対策や適宜休憩をとるなど無理のないようにし、長時間の連続使用を避けること。
- (5) イベント参加者等の公衆の面前で着脱は行わないこと。
- (6) 使用については、必ず補助員をつける等安全対策を十分に行うこと。
- (7) 雨天時は屋外で使用しないこと。
- (8) 返却する際に、汚れ等がある場合には落としておくこと（方法については取扱説明書を参照）。

第11条 原状回復

使用者は、その取扱について、破損、紛失等しないよう十分に注意すること。着ぐるみを破損、紛失等した場合には、使用者は修繕費等を負担することにより、原状に復さなければならない。

第12条 損害賠償

着ぐるみの使用により、使用者及びイベント参加者等の第三者が被った損害に対しては、町は一切その責めを負わない。

附則

この要領は、平成23年8月23日より施行する。

この要領は、令和3年4月1日より施行する。